

質 問	回 答
<p>1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について</p> <p>【大阪大学の建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の説明後、前回の入札監視委員会からの<u>※質問事項</u>の検討結果について、説明を行う】</p> <p>①建設工事における総合評価（簡易型）拡大の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>②一般競争入札における地域性の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5億8千万円未満の競争参加資格の要件である地域性の設定について、「大阪府下に本店、支店、営業所があること」の理由として、地元振興に寄与するためとしているが、阪大の立地条件や透明性の確保のためにも、ある程度広げるべきではないのか。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事契約と設計・コンサルタント契約において、随意契約を実施できる金額に違いがあるが統一したらどうでしょうか。 	<p><u>※質問事項</u></p> <p>①建設工事における総合評価（簡易型）拡大の導入について</p> <p>②一般競争入札における地域性の設定について</p> <p>・競争性を拡大し、コストを削減することと地元の振興に寄与すること、国立大学法人は二つの使命を担っております。これまでは、地元振興への寄与、工事施工中に問題が生じた場合、直ぐに対応できるという事で現在の地域性を維持してきましたが、本学の立地条件からも総合評価落札方式に係る一般競争入札における地域性を拡大する方向で対応したいと考えます。</p> <p>・文部科学省（国）では予決令（予算決算及び会計令）に基づき、工事契約は250万円、役務契約は100万円のラインで少額随契ができることになっております。本学では工事契約については、本省に準じて250万円を採用しておりますが、設計コンサルタント契約につきましては本学の契約規則等から500万円としております。統一することは可能ですが、設計コンサルタント随意契約金額の引き下げについては現在のところ考えておりません。</p>

質 問	回 答
<p>2. 国立大学法人大阪大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について</p> <p>【平成24年に契約した建設工事及び設計コンサルティング業務契約を入札方式・契約方式ごとに件数、契約金額、落札率等の説明を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に関して昨年と契約金額等の推移を教えてください。 <p>3. 指名停止等の措置状況について</p> <p>【大阪大学での指名停止の措置状況について説明を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置を何度も受けている業者があった場合の処分は今回と同じ3か月の処分なのか。 <p>4. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の審議について</p> <p>(審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出方法等について委員長より説明があった。 <p>(抽出案件の審議)</p> <p>◎建設工事</p> <p>1)一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事</p> <p>①(吹田)最先端医療融合イノベーションセンター新営その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件数は昨年より10件程度増えております。契約金額につきましては倍増以上となっております。 <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査実施中の辞退に対する3か月の指名停止期間は平成22年4月から実施しており、その間、同一業者が繰り返し指名停止を受けている場合もございます。 <p>悪質な場合は「建設工事の請負契約に係る指名停止措置要領に基づき9か月までの範囲で措置できますが、現在までのところ実施したことはありません。</p>

質 問	回 答
<p>2)一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事を除く</p> <p>②（歯病）本館（A棟）新営その他工事</p> <p>③（吹田）生物学国際交流センター新営その他機械設備工事</p> <p>④（核物）AVF サイクロトロン棟改修その他電気設備工事</p> <p>・②及び③の工事で低入札調査の結果○とありますがどのような調査を実施しているのか。</p> <p>3)随意契約方式</p> <p>⑤（箕面）研究講義棟A棟等改修工事 （その2）</p> <p>・本工事が随意契約となった理由について説明ください。</p>	<p>・工事請負内訳を確認し、積算漏れの有無のチェック後、調査実施業者から誓約書に加え、材料見積り、人員確保の見通し、手持ち工事の実績等々の書類を提出させ工事の施工に問題ないと判断したら合格としております。</p> <p>・本事業の元工事は平成23年9月に竣工期限を同年12月とし建築・電気・機械の契約を各々締結しましたが、電気の工事業者が暴力団排除条項に該当したため同年11月に契約解除となりました。一般競争入札により同年12月に別業者と竣工期限を平成24年3月とし契約を行いました。今度は機械の業者が業務停止となり同年2月に契約解除となり、一般競争入札により同年3月に別業者と竣工期限同年5月とし契約を締結しました。</p> <p>再三の工事の中断及び工期延長により建設業者が同年3月の協議で工事の続行ができないとの申し出があり契約解除となりました。このような事情で、建築工事も一般競争入札を実施すると再度工期延長となるため、緊急随意契約を適用し、実績のある業者3社による見積り競争により随意契約しました。</p>

質 問	回 答
<p>◎設計・コンサルティング業務</p> <p>1.簡易公募型プロポーザル方式</p> <p>①（工）総合研究棟新営その他設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>2.簡易公募型プロポーザル方式（拡大）</p> <p>②（豊中）文理融合型総合研究棟新営設備設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>3.標準型プロポーザル方式</p> <p>③（核物）本館改修設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式の契約率が非常に高くなっていることについて説明ください。 <p>4.一般競争入札方式</p> <p>④（豊中）音楽練習室2等耐震診断業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>5.随意契約方式</p> <p>⑤（豊中）弓道場等耐震診断業務</p> <p>⑥ 同上 （精密診断法）業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の耐震診断業務と精密診断法という類似したふたつの業務がありますが何故でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル契約方式は一般競争入札と違い設計業者のノウハウを技術提案させより優秀な設計業者1社を特定し随意契約を行いますので、契約金額が予定価格に近い金額になってしまいます。見積もり徴収回数も多くなっております。 ・木造建物における耐震診断は一般診断法で診断を実施したうえ補強の必要がありと判断された場合、精密診断法による診断業務を実施することになっておりますので2件業務を発注することになりました。

質 問	回 答
<p>5. 低入札価格調査に係る特別重点調査の試行について (特別重点調査案件について、経過等の説明を行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし <p>(低入札価格調査対象工事の発生状況について説明を行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし <p>6. その他 (再苦情処理については申立てが無かった旨を報告する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし <p>(談合の疑義事実案件の無かった旨の報告をする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし <p>(入札監視委員会の審議対象期間について)</p> <p>【審議対象期間が現在暦年単位の工事契約及び設計コンサルティング業務契約について審議されているが、次年度から年度単位で審議することについて委員の了承を得たい旨の説明を行い、特に意見無く了承される。】</p> <p>(次回の開催について)</p> <p>【平成25年1月から3月及び平成25年4月から平成26年3月までの15か月を審議対象とし5月頃に開催することとなった。】</p>	